仁淀川 水防災意識社会 再構築ビジョンの取組状況

~要配慮者利用施設避難確保計画作成に向けた支援の検討~

要配慮者利用施設による避難確保計画作成への支援の検討のため、庁内所管課を対象とした水防法に関する説明会を開催した。

【実施機関】 高知市

1 日 時 : 平成29年11月30日(木) 10:15~11:30

2 出席者 : 高知市 各施設担当課

(介護保険課, 障がい福祉課, 高齢者支援課, 地域保健課, 保育幼稚園課,

子ども育成課、子ども家庭支援センター、教育政策課)

3 内容: ・水防法改正についての背景, 概要, 避難確保計画作成の手引き等について

国土交通省資料に基づき説明。

・今後のスケジュールについての協議。

水防法及び土砂災害防止法改正に伴う要配應者利用施設の遷避確保計画等に関する説明会 H29,11,30 防災政策課

水防法及び土砂災害防止法の改正について

根拠

「水の法等の一部を改正する法律(平成29年法律第21号)」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の 強化を図るため「水的法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水競走区域や土砂災害 警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため**温難確保計画の** 作成及び避難調整の実施が萎縮付けられた。







- 平成27年9月関東・東北豪南や、平成28年8月台風10号等では、速げ遅れによる多数の死者や甚大な 経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎされない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務

(国土交通省資料「水防法の一部を改正する法律について」)

